


選告示第16号

長野県選挙管理委員会規程（昭和30年選告示第1号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

第15条の表の地方書記長の項中「**地方事務所長**」を

「**地域振興局長**」に改め、同表の地方書記長補佐の項中

「**地方事務所副所長**」を「**地域振興局副局長**」に改め、

同表の選挙主幹の項中「**地方事務所地域政策課長**」を

「**地域振興局企画振興課長**」に改め、同表の主査の項中「**地方事務所地域政策課**」を「**地域振興局総務管理課**」に、「**企画振興係長並びに**」を「**並びに企画振興課の**」に改め、同表の主任の項及び主事の項中「**地方事務所地域政策課**」を「**地域振興局企画振興課**」に改める。

選挙管理委員会

選告示第17号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

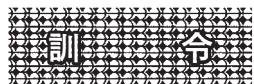
長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

別表第2中「**上小**」を「**上田**」に、

「**下伊那**」を「**南信州**」に、

「**北安曇**」を「**北アルプス**」に改める。

選挙管理委員会


長野県訓令第9号

本庁内部部局
現地機関

長野県電子計算組織の利用に関する規程（平成4年長野県訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部守一

第3条第2項中「行政改革課長」を「コンプライアンス・行政経営課長」に改める。

情報政策課

長野県訓令第10号

本庁内部部局
現地機関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の協同組合長野県商工振興会の項の次に次のように加える。

長野県次世代ヘルスケア産業推進協議会	副会長
--------------------	-----

本則の1の表の長野技能五輪ムーブメント推進委員会の項を削り、同表の「スノーリゾート信州」プロモーション委員会の項中

「**事務局長**」を

「**運営委員長 事務局長**」に改め、同表の長野県農業共

済組合連合会の項中「**長野県農業共済組合連合会**」を

「**長野県農業共済組合**」に改め、同表の長野県管理指

導事業推進委員会の項を次のように改める。

長野県管理運営体制強化委員会	委員
----------------	----

本則の1の表の長野県換地等促進事業推進委員会の項を次のように改める。

長野県受益農地管理強化委員会	委員
----------------	----

本則の1の表の長野県漁業信用基金協会の項を削り、同表の長野県県産材振興対策協議会の項中「**顧問**」を

「**顧問 理事**」に改め、同表の長野県治水砂防協会の項